195　細目告示第四十一条第一項第七号及び第八号並びに第百十九条第一項第四号に掲げる自動車のうち、次に掲げる自動車については、細目告示別添四十二の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和四年国土交通省告示第千四十号）による改正前の細目告示別添四十二の規定に適合するものであればよい。

一　（略）

二　令和五年十月一日から令和八年八月三十一日までに製作された自動車であって次に掲げるもの

イ～ハ　（略）

三　令和八年八月三十一日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの

196　細目告示第四十一条第一項第三号及び第四号並びに第百十九条第一項第二号に掲げる自動車のうち、次に掲げる自動車については、細目告示別添四十二の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和四年国土交通省告示第千四十号）による改正前の細目告示別添四十二の規定に適合するものであればよい。

一　（略）

二　令和六年十月一日から令和九年八月三十一日までに製作された自動車であって次に掲げるもの

イ～ハ　（略）

三　令和九年八月三十一日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの

197　（略）

198　ガソリン、液化石油ガス又は軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車（二輪自動車を除く。）であって、専ら乗用の用に供する乗車定員九人以下のもの又は車両総重量三・五トン以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員九人以下のものを除く。）並びに軽自動車（二輪自動車を除く。）のうち、次に掲げる自動車にあっては、細目告示別添四十八の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和四年国土交通省告示第千四十号）による改正前の細目告示別添四十八の規定に適合するものであればよい。

一　（略）

二　令和六年十月一日から令和九年八月三十一日までに（軽油を燃料とするものにあっては令和五年十月一日から令和八年八月三十一日まで）に製作された自動車であって次に掲げるもの

イ～ハ　（略）

三　令和九年八月三十一日（軽油を燃料とするものにあっては令和八年八月三十一日）以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの

199　ガソリンを燃料とする普通自動車、小型自動車（二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。以下、この項において同じ。）を除く。）及び軽自動車（二輪自動車を除く。）のうち、次に掲げる自動車にあっては、細目告示別添四十二及び別添四十九の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和四年国土交通省告示第千四十号）による改正前の細目告示別添四十二及び別添四十九の規定に適合するものであればよい。

一　令和六年九月三十日以前に製作された自動車

195　細目告示第四十一条第一項第七号及び第八号並びに第百十九条第一項第四号に掲げる自動車のうち、次に掲げる自動車については、細目告示別添四十二の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和四年国土交通省告示第千四十号）による改正前の細目告示別添四十二の規定に適合するものであればよい。

一　（略）

二　令和五年十月一日から令和七年九月三十日までに製作された自動車であって次に掲げるもの

イ～ハ　（略）

三　令和七年九月三十日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの

196　細目告示第四十一条第一項第三号及び第四号並びに第百十九条第一項第二号に掲げる自動車のうち、次に掲げる自動車については、細目告示別添四十二の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和四年国土交通省告示第千四十号）による改正前の細目告示別添四十二の規定に適合するものであればよい。

一　（略）

二　令和六年十月一日から令和八年九月三十日までに製作された自動車であって次に掲げるもの

イ～ハ　（略）

三　令和八年九月三十日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの

197　（略）

198　ガソリン、液化石油ガス又は軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車（二輪自動車を除く。）であって、専ら乗用の用に供する乗車定員九人以下のもの又は車両総重量三・五トン以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員九人以下のものを除く。）並びに軽自動車（二輪自動車を除く。）のうち、次に掲げる自動車にあっては、細目告示別添四十八の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和四年国土交通省告示第千四十号）による改正前の細目告示別添四十八の規定に適合するものであればよい。

一　（略）

二　令和六年十月一日から令和八年九月三十日までに（軽油を燃料とするものにあっては令和五年十月一日から令和七年九月三十日まで）に製作された自動車であって次に掲げるもの

イ～ハ　（略）

三　令和八年九月三十日（軽油を燃料とするものにあっては令和七年九月三十日）以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの

199　ガソリンを燃料とする普通自動車、小型自動車（二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。以下、この項において同じ。）を除く。）及び軽自動車（二輪自動車を除く。）のうち、次に掲げる自動車にあっては、細目告示別添四十二及び別添四十九の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和四年国土交通省告示第千四十号）による改正前の細目告示別添四十二及び別添四十九の規定に適合するものであればよい。

一　令和六年九月三十日以前に製作された自動車